

# 日本コンクリート工学会賞表彰規定

昭和 49 年 9 月 18 日 制定

平成 28 年 5 月 25 日 改正

## (総 則)

第 1 条 日本コンクリート工学会賞（以下学会賞という）の表彰は、この規定による。

## (賞の種類)

第 2 条 学会賞は、論文賞、技術賞、作品賞、奨励賞および功労賞の 5 種類とする。

## (論文賞)

第 3 条 論文賞は、本学会発行の刊行物に発表された論文のうち、コンクリートに関する学術・技術の進歩発展に顕著な貢献をなしたと認められる論文を対象とし、その著者を受賞者とする。

ただし、受賞の対象となる論文が複数の場合、該当するすべての論文に共通の著者を受賞者とする。

また、過去に本学会賞の他の賞を受賞している場合は、そこに含まれている論文を、受賞対象の論文に含めることはできない。

## (技術賞)

第 4 条 技術賞は、本学会発行の刊行物に発表された論文あるいは報告（テクニカルレポート、工事記録、等）のうちコンクリートに関する技術の進歩発展に顕著な貢献をなしたと認められる論文あるいは報告を対象とし、その著者を受賞者とする。

ただし、受賞の対象となる論文あるいは報告が複数の場合は、該当するすべての論文あるいは報告に共通の著者を受賞者とする。

また、過去に本学会賞の他の賞を受賞している場合は、そこに含まれている論文を、受賞対象の論文に含めることはできない。

## (作品賞)

第 5 条 作品賞は、コンクリートで構成され、その美的価値、独創性および周辺環境との調和において、技術面も含めて優れていると認められる造形物（土木・建築構造物および一般造形物）を対象とし、その構築に貢献した者を受賞者とする。

## (奨励賞)

第 6 条 奨励賞は、本学会発行の刊行物に発表された論文のうち、コンクリートに関する独創性、萌芽性および将来性のある優れた論文を対象とし、発行された時点で 40 歳未満の本学会の正会員あるいは学生会員で、筆頭著者を受賞者とする。ただし、対象となる論文が複数で、

該当する筆頭著者も複数の場合、その研究において最も貢献した者1名を受賞者とする。

すでに奨励賞を受賞したものは、重ねて同一の賞の受賞者となることはできない。

また、過去に本学会賞の他の賞を受賞している場合は、そこに含まれている論文を、受賞対象の論文に含めることはできない。

#### (功労賞)

第7条 功労賞は、本学会の事業の発展のために、長年に亘り顕著な貢献のあった正会員を対象とする。ただし、名誉会員は受賞対象者とししない。すでに功労賞を受賞したものは、重ねて同一の賞の受賞者となることはできない。

#### (募集・応募)

第8条 論文賞、技術賞、作品賞および奨励賞の募集は、毎年1回行い、会誌に公示する。

2. 論文賞、技術賞、作品賞および奨励賞の応募方法は、本学会の会員もしくは各委員会からの推薦または自薦による。
3. 功労賞の募集は行わない。

#### (学会賞選考委員会)

第9条 学会賞を審査・選考し、理事会に答申するため、日本コンクリート工学会賞選考委員会（以下、委員会という）を置く。

2. 委員会は、正会員25名以内の委員を持って構成し、その任期は2年とする。  
ただし、補欠として選任された委員の任期は、前任者の残存期間とする。
3. 委員会には委員長1名を置き、学術担当の副会長がこれに当たる。
4. 委員会には副委員長および幹事若干名を置くことができる。
5. 委員会の運営並びに学会賞の審査要領については、別に定める。

#### (学会賞の決定、表彰)

第10条 学会賞は、委員会の答申に基づき、理事会にて決定する。

2. 学会賞の表彰件数は、毎年原則として、論文賞は3件以内、技術賞は3件以内、作品賞は3件以内、奨励賞は6件以内とする。
3. 学会賞の表彰は、定時社員総会直後に行い、論文賞および技術賞は賞状、賞牌および賞金を、作品賞は賞状および賞牌を、奨励賞は賞状および賞金を、また、功労賞は表彰楯を授与し、会誌に発表する。

#### (改 廃)

第11条 この規定の改廃は、委員会が発議し、理事会が決定する。

#### 付 則

1. この規定は、昭和49年9月18日より実施する。
2. この規定の改正は、平成28年5月25日より施行する。